

## 緊急決議

### 「ナフサ等原料非課税の原則を守れ」

石油化学工業協会

2009年11月19日

政府税制調査会に於いて租税特別措置の見直し等の一環として、現在認められているナフサ等石油化学原料の免税に手を加えようとする動きがあることに對し、以下の通り重大な懸念を表明するとともに非課税の原則が貫かれるよう強く要求する。

#### 1. 工業原料の非課税原則は世界の常識

およそ工業原料の非課税原則は世界の常識であり、とりわけ資源に乏しいわが国は原料を安価に調達してこれを加工して生きていくことが極めて重要である。石油化学もその例外ではなく、世界を見渡しても原料用ナフサ等に課税している国はない。

#### 2. 世界に類のない石化原料課税は産業存立基盤を破壊

石油化学工業は下流部門を含めると出荷額 30 兆円、雇用者 73 万人、中小企業 2 万社を擁するわが国の重要な産業であり、上流部門はコンビナートを形成して地域経済の核をなしている。たださえ中東産油国の石油化学設備増強などにより厳しい競争にさらされているこの重要産業の存立基盤をさらに脅かすような施策を政府が講ずるとは信じ難い。

#### 3. ナフサ等の課税は国民生活にも大きな影響

消費者の視点から考えても、石油化学製品は各種容器、食品包装、断熱材などから電気製品や自動車の部品に至るまで材料として広汎に用いられており、課税に伴う価格上昇は国民生活に大きな影響を与えるおそれがある。

#### 4. 民主党の政策一貫性を期待

昨年租税特別措置法が期限切れを迎えた時、野党であった民主党は租特法の延長には反対しつつも国民生活に多大な影響のある 7 項目を同法の中から特に選んで免税措置を延長する法案を参議院に提出した。この 7 項目の 1 つがナフサ等の石油石炭税免税であり、国民生活上期限切れにすることは出来ないとの判断であった。民主党の主張の一貫性を期待したい。

我々は本則で非課税とすべき工業原料用ナフサを便宜的に租税特別措置という形で免税する現行制度を、石油税についてはその創設以来、また揮発油税については石油化学工業の誕生以来、やむを得ず受け入れてきた。これを他の特例的措置と同列に論ずること自体がおかしいが、上述のように原料ナフサの課税は世界の常識に反し、産業、雇用、地域経済の実態を理解しないばかりか、国民生活にも配慮せず、論理的にも一貫しない行為であり、全く受け入れることが出来ない。

ナフサ等の免税措置について

石油化学工業の原料ナフサは、租税特別措置法に基づき「石油石炭税」と「揮発油税」の免税を受けている。

このうち「石油石炭税」については、2年毎に延長してきており、来年3月末で2年目の期限が切れる。「揮発油税」については期限を定めずに免税されている。これらは、以下の理由により恒久的に非課税となるべきものであり、少なくとも現行制度が継続されるべきものである。

(参考) ナフサ等の課税の概要

	石油石炭税	揮発油税
税率	原油・石油製品 <b>2,040 円/KL</b>	[本則の税率] 24,300 円/KL (国税) + 4,400 円/KL (地方税) [暫定税率] 24,300 円/KL (国税) + 800 円/KL (地方税) <hr/> 計 <b>53,800 円/KL</b>
免税の定め方	租税特別措置法で2年毎に延長 (来年3月末で期限切れ)	租税特別措置法で期限を定めず に免税
免税相当額	<b>約 1,000 億円</b>	<b>約 3 兆円</b>

なお、ナフサ（輸入）価格は11月現在 約4万5000円/KL

- (1) 工業用原料は世界的に非課税が原則であり、石油化学原料用ナフサについて課税している国はない。

第三者専門機関（税理士法人プライスウォーターハウスクーパース）が14カ国の調査を行ったところ、すべて、原料用途は恒久的に非課税。

- (2) 石油化学工業は雇用も多く、すそ野の広い産業であり、万一これに課税された場合は、国民生活上大きな問題となる。

\* 石油化学工業出荷額： 30兆円  
従業員数：73万人  
中小企業：2万社

\* 石油化学製品は、国民生活上不可欠。  
(各種容器、食品包装、洗剤、家電機器、バンパー等自動車用部品、断熱材やサッシ等の住宅資材、太陽光発電・リチウム電池材料など)

\* 石油化学以外の他の産業の競争力にも悪影響を及ぼす。

- (3) 石油化学業界各社のマージン率は低く、しかも昨年度は赤字だった。そのため、少しでも原料に課税されると、影響は甚大なものとなる。

(参考) エチレンセンター11社の平成20年度収益状況（億円）

	<u>全社</u>	<u>石油化学部門</u>
売上高	59,991	44,696
営業利益	▲2,111	▲2,015
経常利益	▲1,590	▲1,825
売上高経常利益率(%)	▲2.7	▲4.1

(注) 1990-2008年の売上高経常利益率は、2.9%(全社)、2.3%(石化部門)

- (4) 民主党は、既に昨年 2 月に、法案でナフサ免税措置の延長の必要性を認めている。

昨年 3 月末に期限を迎える租税特別措置の取り扱いが与野党間の問題となっていた時、このうち年度内に成立しないと国民生活に多大な影響を与える 7 項目を延長する法案を民主党は参議院に提出した。

この 7 項目の一つがナフサの免税であり、この時点で石化原料ナフサを免税とするべきであるという判断がなされている。

民主党ホームページ：

<http://www.dpj.or.jp/news/dpjnews.cgi?indication=dp&num=12792>

- (5) なお、ナフサ価格が約 45,000 円/KL であるのに対し、「揮発油税」は 53,800 円/KL (暫定税率分を含む) と、そのマグニチュードは非常に大きい。

石油石炭税の課税は大問題であるが、万一「揮発油税」が課税されるようなことがあれば、日本の石油化学工業は壊滅する。

(参考)

### 石油石炭税の沿革

昭和 53 年 石油税法施行

石化用ナフサ免税制度創設、以降毎年延長

昭和 59 年 L P G ・ L N G に課税

石化用 L P G 免税制度創設、以降毎年延長

昭和 61 年 以降 2 年毎に免税延長

平成 4 年 石化用重質 N G L 免税制度創設、以降 2 年毎に免税延長

平成 15 年 石油税を石油石炭税に改称（石炭も課税対象に）

平成 16 年 石化用灯・軽油に免税・還付の対象を拡大

### 揮発油税の沿革

明治 37 年 日露戦争の戦費調達を目的とした非常特別法により、主に  
燈火用石油に課税（炭化水素油に対する初の内国消費税）

昭和 12 年 燃料国策の一環として旧揮発油税法制定

昭和 24 年 新揮発油税法施行（一般財源）

昭和 28 年 道路整備費等の財源等に関する臨時措置法制定（自動車の  
急激な発展に伴い道路整備が急務となり、揮発油税を道路特定  
財源化）

昭和 30 年 ガソリンに課税する地方道路税創設（道路特定財源）、揮発  
油税と併せて徴収（期限規定なし）

昭和 32 年 石油化学産業誕生に伴い、租税特別措置法により原料揮発  
油を免税

以上